



JSG ニュースレター

税関が実施する会計年度移転価格一括調整に係る 課税価格査定に関する作業要点について

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾の財政部関務署は「税関が実施する会計年度の移転価格一括調整に係る課税価格の査定に関する作業要点」（以下「本作業要点」）を發布し、2020年1月1日から施行しています。なお、輸入通関書類による通関方法が文書審査若しくは貨物検査の方法ではない、又は別途税関密輸取締条例に違反している恐れがある、若しくは輸入通関書類に関連事項の未記載がある場合は、いずれも当該作業要点の適用外とされています。

通関書類の申告及び作業

本作業要点によると、クロスボーダーによる有形資産の移転に係る関連者間取引に従事する営利事業は、貨物の輸入における課税価格に対し移転価格一括調整を適用する際、貨物を引き取る前に、プロフォーマインボイス（中国語：預估商業發票）、貨物価格申告書（中国語：貨價申報書）及び輸入貨物に係る保証金差入及び貨物引取に関する申請書（中国語：進口貨物押款放行申請書）を添付の上、税関に対し保証金を差し入れて貨物を引

き取るとともに、輸入通関書類で以下の事項を申告しなければならないとされています。

1. プロフォーマインボイスに記載する暫定価格を用いて輸入申告を行う。
2. 輸入通関書類の特殊関係欄には「特殊関係があり、会計年度の移転価格一括調整に関し課税価格の査定を行う案件」に該当するコードを記載する。
3. 納税方法については「見積による租税」に該当するコードを記載する。
4. その他の申告事項欄には、「民国〇〇〇会計年度に係る移転価格一括調整作業の処理」と注記するとともに、適用を受ける会計年度の期間〔12月決算（暦年制）に限らず、12月決算以外（特殊会計年度の採用）の場合も可能〕を記載する。

営利事業の会計年度移転価格一括調整に係る輸入貨物の課税価格査定申請書のポイント

申請書の提出期限	<ul style="list-style-type: none">● 営利事業の会計年度終了後 1 ヶ月以内に税関に提出する必要がある。
申請書に記入すべき内容・情報	<ul style="list-style-type: none">● 輸入通関書類の価格調整状況のサマリー（影響を受ける輸入通関書類の番号、項目ナンバー、貨物名称、数量、単位、暫定価格、正式価格、価格変動比率等を含む）及び取引価格を決定した理由又は価格の計算方法。両者はそれぞれ輸入通関書類の番号毎に記入する必要がある。
申請書に添付すべき書類	<ul style="list-style-type: none">● 関連者間取引に関する契約書、コマーシャルインボイス、支払証明、及びその他の文書（もしあれば）。
申請書の審査期限	<ul style="list-style-type: none">● 申請書を受理した翌日より起算して 4 ヶ月以内。必要時には 2 ヶ月延長することができる。

課税価格の査定に関する法的根拠

台湾関税法第 30 条第 1 項第 4 号の規定によると、売買双方に特殊関係を有することにより取引価格に影響を与える場合においては、課税価格は当該取引価格に依拠することはできません。本作業要点によると、税関は関税法第 30 条及び関税法施行細則第 14 条の規定に基づき、当該取引価格が売買双方の特殊関係による影響を受けるか否かを審査するとしています。取引価格が以下に掲げる価格のいずれかに近似している場合は、その特殊関係が取引価格に影響を与えないと見做します。

- 一、税関により、売買双方に特殊関係がない場合と同様又は類似する貨物の取引価格の査定を受けた。
- 二、税関により、同仕様又は類似する貨物の台湾国内販売価格の査定を受けた。
- 三、税関により、同仕様又は類似する貨物の計算価格の査定を受けた。

勤業衆信の見解

クロスボーダーによる有形資産の移転に関する関連者間取引について、移転価格と関税はそれぞれ税務上の評価に関する注目点が異なります。両者間に生じる差異（特に関税）をどのように調整するかについては、国税局と納税義務者双方にとって長年の課題となってきました。過去において、既存の関税に係る法規は、台湾国内の営利事業に対し年度の移転価格一括調整を認めてこなかったため、当該調整を貨物の輸入時における課税価格に反映させることができず、所得税と関税の二重課税が発生し得る状況下にありました。本作業要点の公布により、台湾国内の営利事業にとっては、移転価格と関税の二種類の税負担に係るコンプライアンスリスクを管理し、輸入価格を事後に増加調整することに伴う関税の過少申告リスク、又は事後に減少調整することに伴う二重課税を回避する助けとなります。当事務所の観察では、税関は年度の移転価格一括調整の制度をまだ導入しておらず、特殊関係を有する取引価格の審査についての法的根拠を変更していません。同時に、課税価格申請書に添付すべき文書のリストの中にはまだ所得税移転価格文書又は事前価格協議に係る文書を含めていません。したがって、将来的に税関が営利事業が作成する移転価格文書を取引価格の参考とするか否か、及び所得税と関税の双方の税務機関がどのように関係企業間における貨物の移転価格についてコンセンサスをとっていくのかについて今後注目されます。



Get in touch

過去のニュースレターは[こちら](#)

台湾 JSG のホームページは[こちら](#)



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2020 勤業訳信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

海關實施會計年度一次性移轉訂價 核定完稅價格作業要點

關務署發布「海關實施會計年度一次性移轉訂價核定完稅價格作業要點」，自 109 年 1 月 1 日起施行。若進口報單之通關方式非為文件審核或貨物查驗，抑或另涉有違反海關緝私條例或未於進口報單填列相關事項者，均排除適用該作業要點。

進口報單申報及作業

根據該作業要點，從事跨境有形資產移轉受控交易之營利事業，擬適用一次性移轉訂價調整其貨物進口之完稅價格，須於貨物放行前，先檢具預估商業發票、貨價申報書及進口貨物押款放行申請書，向海關申請繳納保證金先行驗放貨物，並於進口報單申報以下事項：

1. 採用預估商業發票上載之暫訂價格申報進口；
2. 進口報單特殊關係欄位填報「有特殊關係，辦理會計年度一次性移轉訂價核定完稅價格案件」；
3. 報單納稅辦法填寫「預估稅捐」；及
4. 其他申報事項欄位註記「辦理 000 會計年度一次性移轉訂價作業」及所適用之會計年度期間(不限於曆年制，採特殊會計年度者亦得適用)。

營利事業會計年度一次性移轉訂價進口貨物完稅價格核定申請書

申請書遞交時限	● 營利事業應於會計年度結束後 1 個月內向海關申請
申請書應填寫內容資訊	● 進口報單價格調整情形彙總表(包括受影響之進口報單號碼、項次、貨名、數量、單位、暫訂價格、正式價格、價格異動比率等)及決定交易價格之理由或價格計算方法，兩者皆須按進口報單號碼逐筆填寫。
申請書應檢附之文件	● 受控交易合約、正式商業發票、付款證明、及其他文件(如有)
申請書審查時限	● 收件之翌日起 4 個月內，必要時，得予延長 2 個月

完稅價格核定依據

關稅法第 30 條第 1 項第 4 款規定買賣雙方具有特殊關係，致影響交易價格者，其交易價格不得作為完稅價格之依據。依據該作業要點，海關將依照關稅法第 30 條及關稅法施行細則第 14 條規定審查其交易價格是否受買賣雙方特殊關係影響。交易價格與下列價格之一相接近者，視為其特殊關係不影響交易價格：

- 一、經海關核定買賣雙方無特殊關係之同樣或類似貨物之交易價格。
- 二、經海關核定之同樣或類似貨物之國內銷售價格。
- 三、經海關核定之同樣或類似貨物之計算價格。

勤業眾信觀點

對於跨境有形資產移轉受控交易，移轉訂價與關稅在稅務評估之關注重點不同。如何調和兩者之差異一直以來對各國稅局及納稅義務人皆是挑戰，特別是關稅。在過去，既有關稅法規並不允許我國營利事業進行年度一次性移轉訂價調整，以致無法反映此項調整於貨物進口完稅價格，而導致所得稅及關稅雙重課稅。該作業要點之公布有助於我國營利事業管理其移轉訂價及關稅兩種稅負之遵循風險，避免進口價格嗣後調高而導致低報關稅風險或嗣後調低導致雙重課稅。勤業眾信觀察海關並未因為納入年度一次性移轉訂價調整機制，而改變其審查特殊關係交易價格之法規依據，同時，核定完稅價格申請書應檢附之文件清單並未包括所得稅移轉訂價文據或預先訂價協議，因此，未來海關是否會參考營利事業所編製之移轉訂價文據做為交易價格參考依據，以及所得稅與關稅兩方稅務機關如何針對關係企業貨物移轉價格取得共識皆有待觀察。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2020 勤業眾信版權所有 保留一切權利